

※フローチャートは参考です。給付金の支給可否を保証するものではありません。

## 長浜市 定額減税補足給付金(不足額給付)対象確認フローチャート

令和7年(2025年)度個人住民税が長浜市で課税・非課税決定されている。

※原則として令和7年(2025年)1月1日時点で、長浜市に住民票がある方について、長浜市で課税・非課税決定します。

はい

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割の定額減税前の税額が、どちらも0である。

※所得税は令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、住民税は令和6年度特別徴収税額通知書や普通徴収納税通知書などで確認できます。

【対象外】

令和7年1月1日時点で住民票があった自治体にお問い合わせください。

いいえ

はい

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

※所得税は令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、住民税は令和6年度特別徴収税額通知書や普通徴収納税通知書などで確認できます。

令和6年2月から実施した「住民税非課税(均等割のみ課税)世帯への給付」、または令和6年7月から実施した「新たな住民税非課税化(均等割のみ課税化給付)」の世帯主や世帯員として対象となった。

はい

【対象外】

上記給付金の対象世帯であったため対象外です。

はい

いいえ

【対象外】  
定額減税しきれないため対象外です。

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税の控除不足額を足した額(1万円未満は切り上げ)は、令和6年当初調整給付金より少ない。

※所得税の控除不足額は令和6年分の源泉徴収票や確定申告書、住民税の控除不足額は令和6年分税額通知書や納税通知書などで確認できます。

※当初調整給付金は、定額減税を十分に受けられない方々へ、所得税の推計及び個人住民税をもとに算出した額を令和6年に給付しています。

令和5年、6年ともに以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者(白色)
- ・合計所得金額が48万円を超える。

はい

いいえ

【対象外】  
扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

はい

【対象外】  
当初調整給付から不足額が発生していないため対象外です。

いいえ

令和6年1月2日以降に長浜市へ転入した。

いいえ

はい

公金受取口座の登録がある、または長浜市で当初調整給付を口座振込で受給した。

はい

いいえ

公金受取口座の登録がある。

はい

いいえ

公金受取口座の登録がある。

はい

いいえ

はい

A

B

C

D

E

F

G

# 長浜市 定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

## 1 当初調整給付(令和6年)の支給額に不足が生じる方

### ◆対象となりうる例◆ (納税義務者の合計所得金額が1,805万円超は対象外)

- ・退職等により、令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方
- ・こどもの出生等で、扶養親族が令和6年中に増加した方
- ・当初調整給付金の支給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割が減少した方

### ◆給付額◆

本来給付すべき額(令和7年に計算した控除不足額)から令和6年に支給された当初調整給付額を引いた額

### ◆申請方法◆

- A** 公金受取口座等の登録等がある方  
8月下旬ごろに支給案内(水色の紙)を送付します。支給案内到着後の手続きは不要です。  
※辞退や支給案内記載の口座の変更を希望する場合は、支給案内に必要事項を記載したうえで返送するか、支給案内に記載のQRコードより電子申請を行ってください。
- B** 公金受取口座等の登録等がない方  
10月1日に確認書(ピンク色の紙)を送付します。確認書の到着後、口座情報等の記入及び必要書類を添付のうえ、長浜市へ返送するか、確認書に記載のQRコードより電子申請を行ってください。
- 令和6年1月2日から令和7年1月1日までに長浜市へ転入した方で、
- C** ・公金受取口座等の登録等がある方  
10月1日に支給案内(水色の紙)を送付します。支給案内到着後の手続きは不要です。  
※辞退や支給案内記載の口座の変更を希望する場合は、支給案内に必要事項を記載したうえで返送するか、支給案内に記載のQRコードより電子申請を行ってください。
- D** ・公金受取口座等の登録等がない方  
10月1日に確認書(ピンク色の紙)を送付します。確認書の到着後、口座情報等の記入及び必要書類を添付のうえ、長浜市へ返送するか、確認書に記載のQRコードより電子申請を行ってください。

## 2 専従者・合計所得48万円超で諸要件に該当する方

### ◆対象◆ 以下の①～④のすべてに該当する方

- ①令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割のどちらも、定額減税前の税額が0円の方
- ②青色専従者、事業専従者(白色)、合計所得額48万円超のいずれかに該当する
- ③世帯主や世帯員が令和5・6年度に実施した低所得者世帯向け給付の対象ではなかった
- ④当初調整給付の対象ではなかった

### ◆給付額◆

一人当たり原則4万円 ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

### ◆申請方法◆

- E** 令和6年度個人住民税が長浜市で課税・非課税決定されており、  
・公金受取口座等の登録等がある方  
8月下旬ごろに支給案内(水色の紙)を送付します。支給案内到着後の手続きは不要です。  
※辞退や支給案内記載の口座の変更を希望する場合は、支給案内に必要事項を記載したうえで返送するか、支給案内に記載のQRコードより電子申請を行ってください。
- F** ・公金受取口座等の登録等がない方  
10月1日に確認書(ピンク色の紙)を送付します。確認書の到着後、口座情報等の記入及び必要書類を添付のうえ、長浜市へ返送するか、確認書に記載のQRコードより電子申請を行ってください。
- G** 令和6年度個人住民税が長浜市で課税・非課税決定されていない方等  
申請書等による申請が必要です。長浜市社会福祉課(0749-65-6764)までお問い合わせください。